

マイドリームプラス

ニッセイ積立利率変動型年金

固定金利型 〈積立利率変動型年金保険(無配当H18)(I型)〉

変動金利型 〈積立利率変動型年金保険(無配当H18)(II型)〉

着実な運用と保証で
みなさまのライフプランに
安心をお届けいたします。

NO IMAGE

※使用期限切れのため写真を非表示にしております。

契約締結前交付書面
(契約概要 / 注意喚起情報)
兼
商品パンフレット

● この書面を必ずお読みください ●
「契約締結前交付書面(契約概要 / 注意喚起情報)」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を、「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ、記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

⚠ この保険は日本生命を引受保険会社とする**生命保険**であり、**預金とは異なります**。

引受保険会社



日本生命保険相互会社

NISSAY

ご検討にあたっては、当契約締結前交付書面と「積立利率のお知らせ / 積立金・解約払戻金例表」とを合わせてご覧ください。
お申込みにあたっては、クーリング・オフ制度、お支払事由の詳細や制限事項等、契約内容に関する重要な事項について記載している当契約締結前交付書面と「ご契約のしおり一約款」を必ずご確認ください。

詳しくは、生命保険募集人までお気軽にご相談ください。

募集代理店からのお知らせ 生命保険契約の当金融機関でのお取扱いにあたって

- お客様へ保険商品のご提案を行うにあたり、当金融機関とお客様の取引に関する情報(預金・為替取引・融資等の情報)について、お客様へのコンサルティング上、必要な範囲において利用する場合があります。
- 当金融機関の取扱いで保険商品のご契約をいただいた場合、お客様の契約内容、申込書記載事項、その他知りえた情報を必要な範囲において当金融機関業務に利用する場合があります。※情報の利用に際しては、事前にお客様の同意をいただきます。
- 今回の保険契約募集に関する当金融機関とお客様との取引が、当金融機関におけるお客様に関する業務に影響を与えることはありません。

引受保険会社

日本生命保険相互会社

お客様専用
フリーダイヤル **0120-56-2186**
携帯電話・PHSからもご利用になれます。
【受付時間】月～金曜日 9:00～17:00
(祝日、12/31～1/3を除く)
ホームページアドレス <http://www.nissay.co.jp>

募集代理店

I 契約概要

契約締結前交付書面（契約概要）について

- この「契約締結前交付書面（契約概要）」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。
- 「契約締結前交付書面（契約概要）」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等につきましては「ご契約のしおりー約款」に詳しく記載しておりますので、合わせてご確認ください。

1. 引受保険会社の名称および住所・連絡先

- 引受保険会社：日本生命保険相互会社
- 本店住所 :〒541-8501 大阪府中央区今橋3-5-12
- ご契約に関するご要望・苦情等につきましては
ニッセイ投資型年金事務センター
〒113-8661 東京都文京区本駒込2-28-6 文京グリーンコート
お客様専用フリーダイヤル 0120-56-2186
携帯電話・PHSからもご利用になれます。
[受付時間] 月～金曜日 9:00～17:00（祝日、12/31～1/3を除く）
ホームページアドレス <http://www.nissay.co.jp>

2. 商品の仕組み

- 保険商品の名称：ニッセイ積立利率変動型年金（固定金利型）
ニッセイ積立利率変動型年金（変動金利型）
- 保険商品の特徴

- この商品は、積立金を国債等を中心に運用し、市場金利に応じた運用資産の価格変動を解約払戻金に反映させております。一般に国債等の資産価値は、投資時点よりも市場金利が高くなると減少し、逆に投資時点よりも市場金利が低くなると増加します。したがって、**解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じる可能性があります。**
- 年金額は、年金支払開始日の前日における積立金額に基づき、年金支払開始日における基礎率（予定利率、予定死亡率等）によって計算されるもので、**ご加入時には将来受取る年金額は定まっていません。**

「マイドリームプラス」は、確実な資産形成で
ライフプランに役立つ個人年金保険です。

ポイント1 将来の年金原資を確定できる安心

固定金利型の場合は、ご契約時の積立利率に応じてお受取りいただく年金の年金原資が確定します。

※変動金利型の場合、ご契約時に設定された最低保証積立利率により、将来の年金原資が最低保証されております。

ポイント2 年金形式で受取れる安心

計画的なご資金の準備として、年金形式でお受取りいただけます。お客様のライフプランに応じて、年金支払開始時に年金支払方法を見直すことができます。

ポイント3 万が一の時の安心

据置期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、（災害）死亡給付金をお支払いします。死亡給付金額は、基本給付金額が最低保証されています。

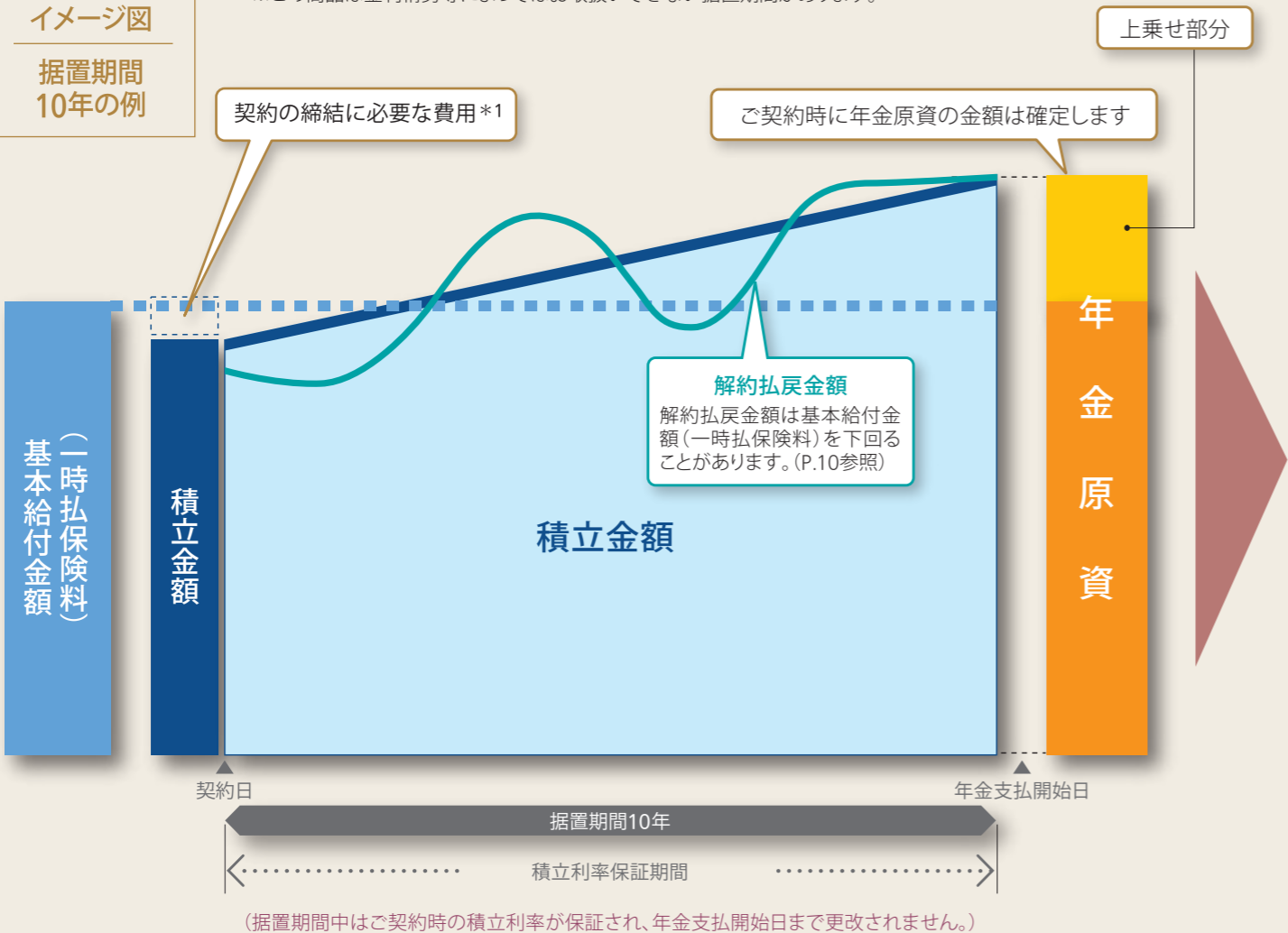
当書面記載のイメージ図は、将来の積立金額・解約払戻金額・(災害)死亡給付金額の推移をお約束するものではありません。
なお、解約払戻金額の波線は、市場金利が変動(上昇・下降)したと仮定して記載しています。

ポイント1 将来の年金原資を確定できる安心

固定金利型

選択いただける据置期間 **5年** **7年** **10年** **15年**

※この商品は金利情勢等によってはお取扱いできない据置期間があります。



より高い利回りを目指すなら…

据置期間15年の場合、より長期の運用により、据置期間10年に比べて、通常、高い利回りを享受いただけます。
なお、この商品は据置期間が長期になるほど市場金利調整による解約払戻金額の変動幅は大きくなる傾向にあります。

※一時払保険料から契約の締結に必要な費用を控除した後の金額を、積立金として積立利率で積立めます。
※積立利率は積立金にかかわるものであり、一時払保険料全体に対するものではありません。契約の締結に必要な費用が差引かれますので、一時払保険料全体に対する利回りは、積立利率よりも低くなります。

*1一時払保険料に下記割合を乗じた金額が契約の締結に必要な費用として差引かれます。

据置期間	5年	7年	10年・15年
固定金利型	2.0%	2.8%	4.0%

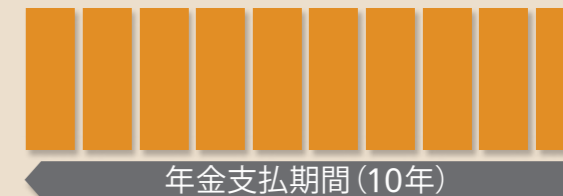
ポイント2 年金形式で受取れる安心

ご契約時に設定いただく年金の種類は10年確定年金となります。

10年確定年金

10年間、毎年、同額の年金額をお支払いします。

イメージ図



年金支払開始時に、年金支払方法を見直すことができます。

確定年金		あらかじめ定められた期間中、毎年、同額の年金額をお支払いします。 年金支払期間中に被保険者がお亡くなりになった場合は、将来の年金の現価に相当する金額(死亡一時金*1)を年金受取人*2にお支払いします。
終身年金 保証期間付		被保険者が生存されている間、毎年、同額の年金額を生涯(終身)にわたってお支払いします。 保証期間中に被保険者がお亡くなりになった場合は、保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する額(死亡一時金*1)を年金受取人*2にお支払いします。この場合、死亡一時金は年金原資と比べて少なくなります。なお、保証期間経過後は、死亡一時金はありません。
一括支払		年金支払開始日以後、年金でのお支払いに代えて、一括でお支払いすることもできます。

*1 死亡一時金の支払方法については、一時金でのお支払いに代えて、継続して年金でお支払いすることもできます。

*2 年金受取人が被保険者の場合は、後継年金受取人にお支払いします。

※年金支払開始時に選択できる年金の種類等は、変更日に日本生命が取扱っている範囲内に限ります。

※年金支払開始日における被保険者の年齢によっては、選択できない年金の種類等がありますので、詳しくは「7.ご契約の引受条件(P.8)」をご確認ください。また、年金の種類等を変更される場合、変更後の年金額が12万円未満となる変更はお取扱いできません。

■この保険の年金額はご加入時に定まるものではありません。

※年金額は年金支払開始日の前日における積立金額および年金支払開始日における基礎率(予定利率、予定死亡率等)によって計算されるもので、ご加入時には将来受取る年金額は定まっていません。ただし、年金支払方法が10年確定年金の場合、実際の年金額は、最低保証年金額を下回ることがありません。(年金の種類等の変更を行った場合、最低保証年金額は適用されません。)

保険用語のご説明

積立金

将来の年金および給付金をお支払いするために保険料から契約の締結に必要な費用を除いて積立した部分をいいます。積立利率を適用して経過した年月日数により計算します。

積立利率

積立金に適用する利率のことをいいます。積立利率は、毎月2回(1日と16日)、国債の流通利回りを基に決定しますので、契約日によって異なります。詳しくは「積立利率のお知らせ/積立金・解約払戻金例表」にてご確認ください。

利回り

年金支払開始時に、年金に代えて一括支払を選択した場合の一時払保険料全体に対する利回り(年複利)を指します。

積立利率保証期間

固定金利型において、積立利率が保証される期間をいい、据置期間と同じになります。

後継年金受取人

年金支払期間中に年金受取人がお亡くなりになったときに、その権利および義務のすべてを引継ぐ人をいいます。(年金支払開始時にご指定いただけます。)

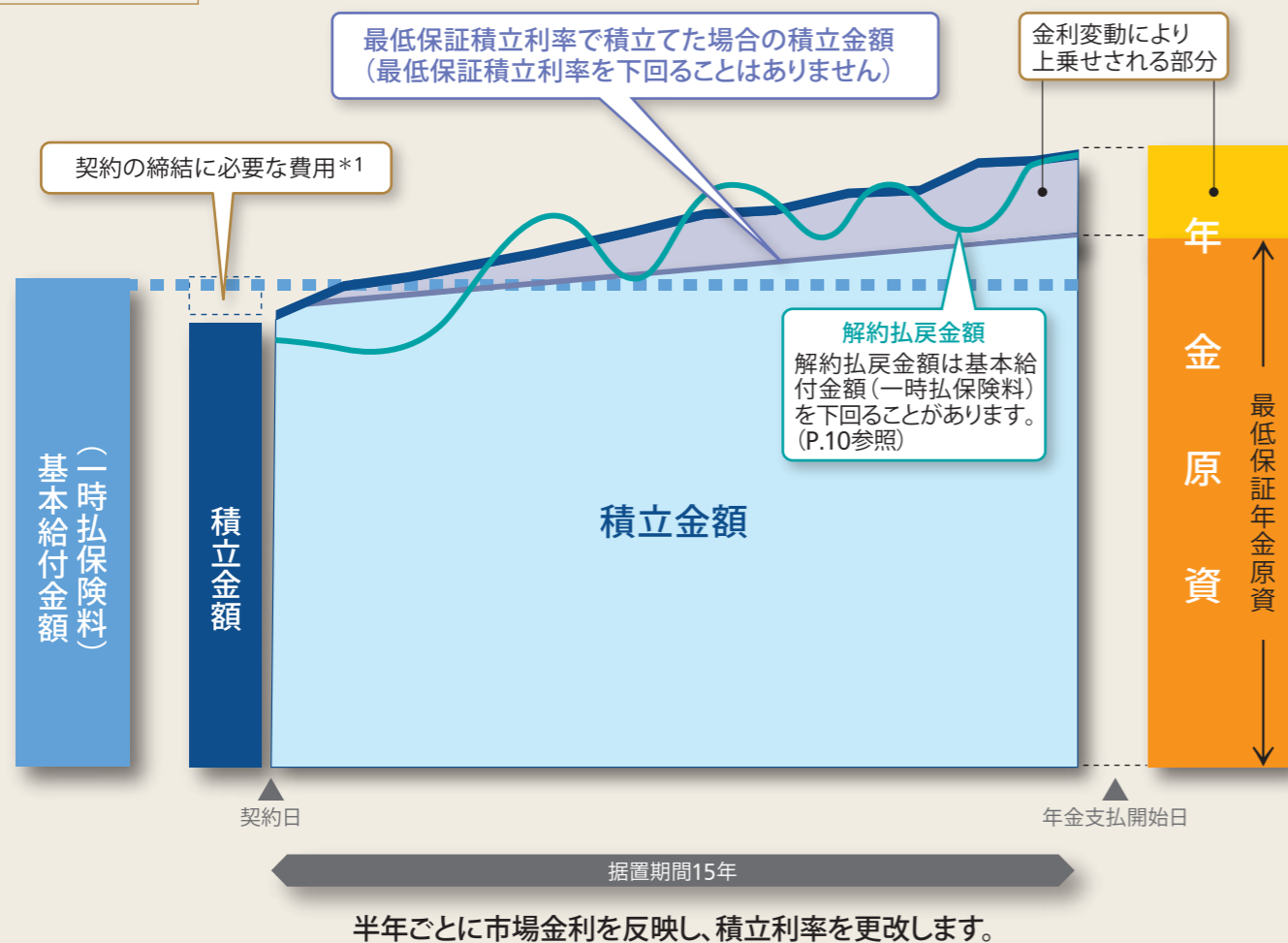
変動金利型

据置期間は **15年** になります。

将来の金利変動に備えるなら…

変動金利型の場合、ご契約時に設定された最低保証積立利率により、将来の年金原資が最低保証されています。

イメージ図



*1 一時払保険料に下記割合を乗じた金額が契約の締結に必要な費用として差引かれます。

変動金利型	4.0%
-------	------

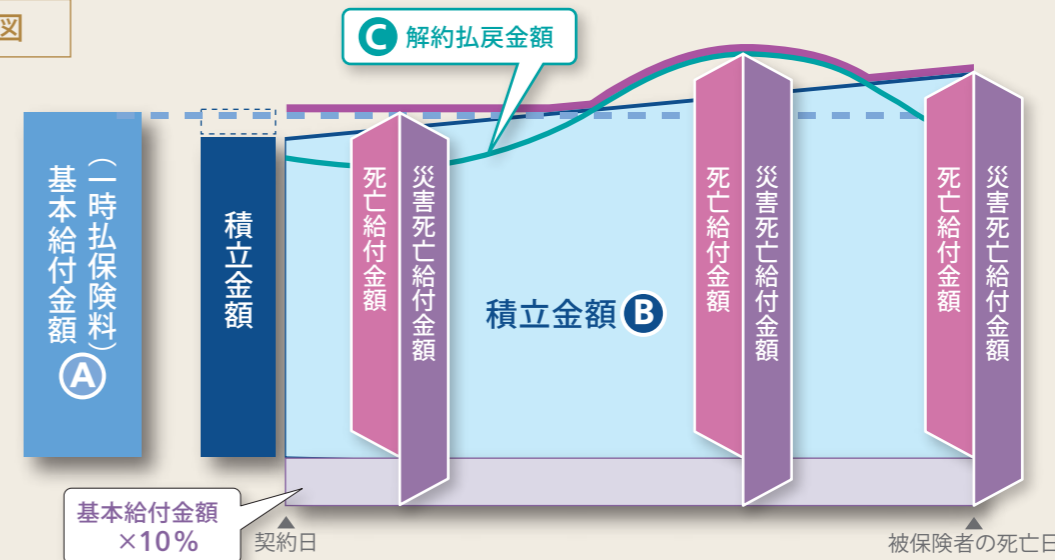
*年金支払開始時にお選びいただける年金の種類等はP.4をご覧ください。

※一時払保険料から契約の締結に必要な費用を控除した後の金額を、積立金として積立利率で積立します。
 ※積立利率は積立金にかかわるものであり、一時払保険料全体に対するものではありません。契約の締結に必要な費用が差引かれますので、一時払保険料全体に対する利回りは、積立利率よりも低くなります。

ポイント3 万が一の時の安心

据置期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、(災害)死亡給付金をお支払いします。死亡給付金額は、基本給付金額が最低保証されています。さらに、年金特約を付加することによって、年金形式でお支払いすることが可能です。

イメージ図



死亡給付金額について

死亡給付金額は、被保険者がお亡くなりになった日における下記の金額(A)・(B)・(C)のうちいずれか大きい金額です。

(A) 基本給付金額 (B) 積立金額 (C) 解約払戻金額

死亡給付金額は、基本給付金額(一時払保険料)が最低保証されます。

災害死亡給付金額について

被保険者が不慮の事故等でお亡くなりになった場合の災害死亡給付金額は、左記の死亡給付金額と基本給付金額の10%の合計額です。

3. 保障内容

年金	年金支払開始日を迎えられた場合には、年金原資をもとにした年金をお支払いします。 ※年金額は年金支払開始日の前日における積立金額に基づき、年金支払開始日における基礎率(予定利率、予定死亡率等)によって計算されるもので、ご加入時には将来受取る年金額は定まっています。
死亡給付金	万が一、据置期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、死亡給付金額(被保険者が死亡された日における「基本給付金額」「積立金額」「解約払戻金額」のうちいずれか大きい金額)をお支払いします。 〔死亡給付金をお支払いできない場合〕 例えば、責任開始日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺の場合やご契約者・死亡給付金受取人の故意により死亡給付金のお支払事由に該当した場合にはお支払いできません。その他の事例につきましては「ご契約のしおりー約款」にて、詳細をご説明しておりますのでご確認ください。
災害死亡給付金	据置期間中に被保険者が次の理由でお亡くなりになった場合、死亡給付金額(被保険者が死亡された日における「基本給付金額」「積立金額」「解約払戻金額」のうちいずれか大きい金額)と基本給付金額の10%の合計額をお支払いします。 ①責任開始時以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その日から180日以内にお亡くなりになったとき ②責任開始時以後に発病した所定の感染症を直接の原因としてお亡くなりになったとき 〔災害死亡給付金をお支払いできない場合〕 責任開始時前に発生した不慮の事故や発病した所定の感染症を直接の原因とする場合等にはお支払いできません。 ※災害死亡給付金をお支払いした場合、死亡給付金は重複してお支払いしません。その他の事例、不慮の事故および所定の感染症につきましては「ご契約のしおりー約款」にて、詳細をご説明しておりますのでご確認ください。

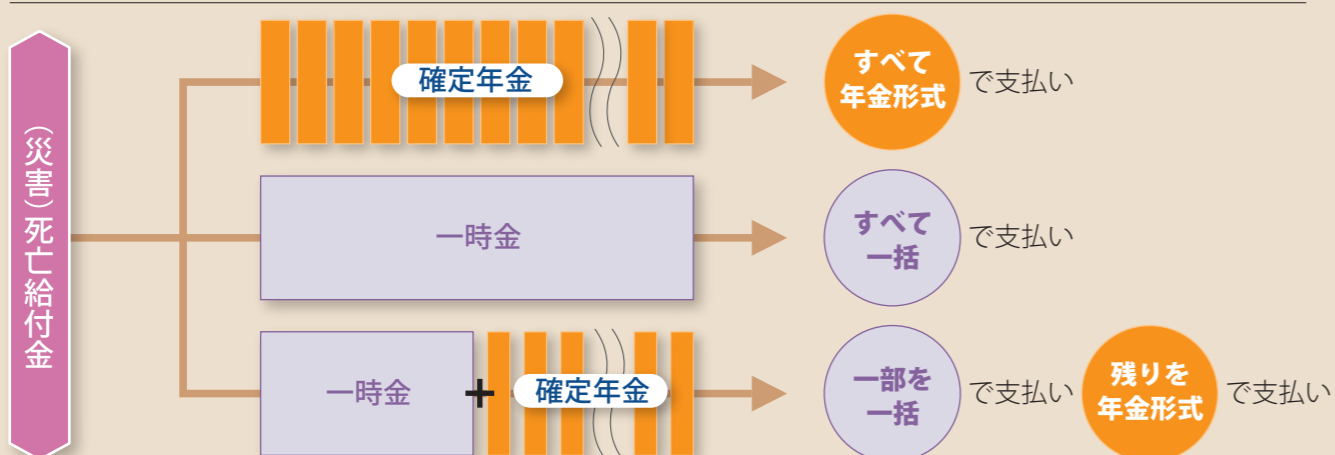
4. 付加できる主な特約・特則

年金特約 [(災害)死亡給付金の年金支払]

- 年金特約はこの商品のご契約時または据置期間中、(災害)死亡給付金のお支払事由が発生する前までに、ご契約者からお申し出いただくことにより付加できます。
- 年金特約を付加することによって、死亡給付金受取人に(災害)死亡給付金の全部または一部を年金でお支払いすることができます。

イメージ図

年金特約を活用した(災害)死亡給付金の支払方法は3パターン



※年金の支払方法につきましては、年金支払開始日以後、将来の年金でのお支払いに代えて、一括でお支払いすることもできます。
※一括支払の場合、代表口座へのお支払いのほか、それぞれの口座へのお支払いも可能です。
※年金支払開始日は、被保険者がお亡くなりになった日の1年後となります。

年金種類	確定年金
年金支払期間	5年・10年・15年・20年・25年・30年・35年・40年から選択いただけます。(*1)
年金受取人	死亡給付金受取人(*2)
年金支払開始日	年金基金設定日[(災害)死亡給付金のお支払事由発生日]の翌年の応当日
年金額	年金基金に充当した金額に基づき、年金基金設定日[(災害)死亡給付金のお支払事由発生日]における予定利率等によって計算されます。ただし、年金支払開始日における年金額が12万円に満たない場合は、一括でお支払いします。(年金受取人が複数の場合は、受取人ごとに判定します。)

*1 特約付加時または年金支払期間変更時に日本生命が取扱っている範囲内に限ります。
*2 年金受取人が複数の場合は、受取人ごとに年金特約を適用し、年金をお支払いします。

指定代理請求人による保険金等の請求に関する特則

- 年金受取人が年金を請求できないつぎの事情にあるときに、年金受取人に代わり請求を行うことができる人を指定できます。(ただし、被保険者と年金受取人が同一人である場合)
 - ・年金の請求を行う意思表示が困難であると日本生命が認めた場合
 - ・その他これに準じる状態であると日本生命が認めた場合
- 指定代理請求人は1名とし、つぎの範囲から指定していただきます。なお、指定代理請求人は年金の請求時においても、この範囲内であることを要します。
 - ・被保険者の戸籍上の配偶者
 - ・被保険者の直系血族
 - ・被保険者の兄弟姉妹
 - ・被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- 詳細につきましては、「ご契約のしおり一約款」をご参照ください。

5. 解約払戻金

- ご契約時にお申し込みいただいた保険料は預金とは異なり、その一部は契約の締結に必要な費用にあてられます。また、解約払戻金額は積立金額に市場金利調整を適用することにより計算されます。したがって、解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じることがあります。
- 詳細につきましては、「II 注意喚起情報(P.12)」をご参照ください。

6. お客様にご負担いただく諸費用等

- 詳細につきましては、「II 注意喚起情報(P.10)」をご参照ください。

7. ご契約の引受条件 (平成22年4月現在)

被保険者*1	型	据置期間*2	ご契約時の年齢範囲
	固定金利型		5年
7年			契約年齢が16歳以上82歳以下(満年齢15歳6カ月超82歳6カ月以下)
10年			契約年齢が16歳以上79歳以下(満年齢15歳6カ月超79歳6カ月以下)
15年			契約年齢が16歳以上74歳以下(満年齢15歳6カ月超74歳6カ月以下)
変動金利型		15年	契約年齢が16歳以上74歳以下(満年齢15歳6カ月超74歳6カ月以下)
基本給付金額(一時払保険料)	50万円以上(10万円単位) ただし、年金年額3000万円*3超のご契約はお取り扱いできません。		
クーリング・オフ制度	申込者またはご契約者は、ご契約の申込日(「契約締結前交付書面」の受領印を申込書に押印のうえ、お申し込みいただいた日)から、その日を含めて8日以内であれば、書面によるお申し出により、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除ができます。		
ご契約時に選択いただける年金の種類	10年確定年金のみ		
年金支払開始日前日に選択いただける年金の種類等*4	年金支払開始年齢の範囲(被保険者の契約年齢)		
	5年・10年・15年確定年金	90歳以下(満年齢90歳6カ月以下)	
	20年確定年金	85歳以下(満年齢85歳6カ月以下)	
	25年確定年金	80歳以下(満年齢80歳6カ月以下)	
	10年保証期間付終身年金	50歳以上90歳以下(満年齢49歳6カ月超90歳6カ月以下)	
第1回年金支払日の変更*5	年金支払開始時に第1回年金支払日の変更が可能(1年単位)		
保険料払込方法	一時払(日本生命指定の金融機関口座へのお振込み)		
配当金	なし		

- *1 ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者となる方の同意が必要です。
 - *2 この商品は金利情勢等によってはお取り扱いできない据置期間があります。
 - *3 最低保証年金額を全ての日本生命の既加入年金商品(ニッセイ投資型年金除く)と合算します。
 - *4 変更日に日本生命が取扱っている範囲内に限ります。
 - *5 第1回年金支払日の変更は、年金支払開始年齢の範囲で最大5年まで、1回に限り取扱います。
- ※上記内容は将来変更する場合があります。

据置期間、一時払保険料等のお申込内容につきましては、ご契約の際に申込書にてご確認ください。

II 注意喚起情報

契約締結前交付書面（注意喚起情報）について

- この「契約締結前交付書面（注意喚起情報）」は、ご契約のお申込みの際、特にご注意いただきたい事項を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- 特に、給付金等をお支払いできない場合など、お客様にとって不利益となることが記載された部分については、必ずご確認ください。
- なお、「9.既にご加入のご契約を解約・減額して、新たなご契約のお申込みをされる場合」は、お客様にとって不利益となる可能性がありますので、十分にご注意ください。
- この「契約締結前交付書面（注意喚起情報）」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおりー約款」に詳しく記載しておりますので、合わせてご確認ください。

「特にご注意いただきたい事項」のポイント		記載ページ
お客様にご負担いただく諸費用等について		10
解約払戻金額は一時払保険料を下回る場合があることについて		10
1	申込日から、その日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除ができます。	11
2	職業等についてありのままを告知してください。 正しく告知しただけなかった場合には、告知義務違反としてご契約を解除することがあります。 なお、生命保険募集人に告知をお受けする権限はありません。	11
3	日本生命がご契約をお引受けすることを承諾した場合には、一時払保険料のお払込みと告知がともに完了したときからご契約上の保障を開始します。	11
4	給付金等をお支払いできない場合があります。	12
5	解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあります。	12
6	生命保険会社が破綻した場合等には、保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。	13
7	この商品は預金ではありません。	13
8	この保険には、配当はありません。 また、この保険のご契約者は、日本生命の運営に参加する「社員」とはなりません。	13
9	既にご加入のご契約を解約・減額して、新たなご契約のお申込みをされる場合は、お客様にとって不利益となる場合があります。	14
10	この保険には、ご契約時の積立利率に基づき積立金が増加する「固定金利型」と、半年ごとに見直しされる積立利率に基づき積立金が増加する「変動金利型」があります。	14
11	この保険は日本生命の責任開始日が契約日となり、ご契約時に適用される積立利率は契約日時点の積立利率となります。	14
12	お客様からいただいた個人情報は、「個人情報保護方針」に定める「利用目的」の範囲内で利用いたします。	14
13	お申込みの生命保険の税金についてご確認ください。	15
14	生命保険契約に関するご要望・苦情等のお問合せ先についてご確認ください。	16
15	給付金等のお支払事由が生じた場合は、お早めに日本生命までご連絡ください。	16

お客様にご負担いただく諸費用等について

この商品にかかるお客様にご負担いただく諸費用等は「ご契約締結時の費用」と「据置期間中の費用」と「年金支払期間中の費用」の合計額となります。

■ご契約締結時の費用

契約の締結に必要な費用であり、一時払保険料に下記割合を乗じた金額が差引かれます。

据置期間	5年	7年	10年・15年	据置期間	15年
固定金利型	2.0%	2.8%	4.0%	変動金利型	4.0%

■据置期間中の費用

契約の維持等に必要な費用ならびに死亡給付金を最低保証するために必要な費用であり、あらかじめ保険契約関係費等を控除したうえで積立利率を定めております。現在の積立利率につきましては、「積立利率のお知らせ／積立金・解約払戻金例表」をご確認ください。

■年金支払期間中の費用

つぎの費用を控除したうえで年金額は計算されます。

年金支払期間中の費用	支払年金額に対して…1%
------------	--------------

第1回年金支払日以降、年1回の年金支払日に責任準備金から控除します。

解約払戻金額は
一時払保険料を下回る場合があることについて

- この商品は、積立金を国債等を中心に運用し、市場金利に応じた運用資産の価格変動を解約払戻金に反映させております。一般に国債等の資産価値は、投資時点よりも市場金利が高くなると減少し、逆に投資時点よりも市場金利が低くなると増加します。したがって、**解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じることがあります。**
- 保険料を借入金で調達した場合は、解約払戻金等で借入元金を返済できなくなることがあります。したがって、借入金を一時払保険料に充当してお申込みいただくことはできません。
- 年金額は、年金支払開始日の前日における積立金額に基づき、年金支払開始日における基礎率（予定利率、予定死亡率等）によって計算されるもので、**ご加入時には将来受取る年金額は定まっていません。**

クーリング・オフ制度

ご契約のしおり→ 6 ページ

1. 申込日から、その日を含めて8日以内であれば、
ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除ができます。

- 申込者またはご契約者は、ご契約の申込日（「契約締結前交付書面」の受領印を申込書に押印のうえ、お申込みいただいた日）から、その日を含めて8日以内であれば、書面によるお申し出により、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除ができます。

■お申し出方法

ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除をされる場合は、保険契約の申込日からその日を含めて8日以内の消印にて、下記の事項を記載した書面を日本生命宛郵送ください。

〈書面に記載いただく事項〉

- ①申込者またはご契約者の氏名（自署）・住所・電話番号 ②申込書と同一印の押印 ③お申込みを撤回する意思 ④申込番号（「契約申込書お客様控」の上部の9桁の数字） ⑤一時払保険料 ⑥取扱金融機関名、支店名、担当者名 ⑦返金先口座（銀行名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人）

〈書面の郵送先〉

〒113-8661 東京都文京区本駒込2-28-6 文京グリーンコート
日本生命保険相互会社 ニッセイ投資型年金事務センター

告知義務等の内容

ご契約のしおり→ 24 ページ

2. 職業等についてありのままを告知してください。
正しく告知しただけなかった場合には、告知義務違反として
ご契約を解除することがあります。
なお、生命保険募集人に告知をお受けする権限はありません。

- 告知は生命保険のお引受けの判断の際の重要な事項であり、ご契約者や被保険者には職業等について告知をしていただく義務があります。ご契約にあたっては、「告知欄」で日本生命がおたずねすることについて、事実をありのまま正確に告知ください。
- 生命保険募集人（募集代理店および募集代理店の取扱担当者を含みます。以下同じ）に口頭でお話または資料提示されただけでは「告知」にはなりませんので、ご注意ください。
- 故意または重大な過失によって、事実を告知しただけなかったり、事実と異なることを告知いただいた場合、責任開始日から2年以内であれば、日本生命は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。なお、責任開始日から2年を経過していても、給付金等のお支払事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
- ご契約を解除した場合には、給付金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いできないことがあります。この場合、解約払戻金があれば、その金額をご契約者にお支払いします。（ただし、積立金額を上限とします。）また、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、給付金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでにお申込みいただいた保険料は払戻しません。
- 日本生命職員または日本生命で委託した者が、お申込内容、告知内容、または給付金等のご請求内容等を確認させていただくことがあります。

責任開始期

ご契約のしおり→ 25 ページ

3. 日本生命がご契約をお引受けすることを承諾した場合には、一時払保険料の
お払込みと告知がともに完了したときからご契約上の保障を開始します。

- 生命保険募集人は、お客様と日本生命の保険契約締結の媒介を行う者であり、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からのお申込みに対して日本生命が承諾したときに有効に成立します。
- 一時払保険料（相当額）を日本生命が受取った日（日本生命指定の金融機関の口座に着金した日）が「お払込日」となります。
- 日本生命の責任開始日が契約日となります。

給付金等をお支払いできない場合

ご契約のしおり→ 26 ページ

4. 給付金等をお支払いできない場合があります。

代表的なものは、以下のとおりです。

- お支払事由に該当しない場合
- 免責事由に該当した場合
 - －責任開始日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺
 - －ご契約者、被保険者、死亡給付金受取人等の故意または重大な過失 等
- 詐欺・不法取得目的によるものとして、ご契約が取消または無効とされた場合（この場合、すでにお申込みいただいた保険料は払戻しません。）
- 告知義務違反によって、ご契約が解除された場合
- 給付金等を詐取する目的で事故を招いたとき等、ご契約の存続を困難とする重大な事由が発生し、ご契約が解除された場合
- 原因となる不慮の事故や所定の感染症等が責任開始時前に生じている場合（災害死亡給付金は、不慮の事故や所定の感染症等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。）
- 不慮の事故から180日経過後に死亡された場合には、災害死亡給付金はお支払いできません。

解約および解約払戻金の水準

ご契約のしおり→ 28 ページ

5. 解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあります。

- ご契約時にお申込みいただいた保険料は預金とは異なり、その一部は契約の締結に必要な費用にあてられます。また、解約払戻金額は積立金額に市場金利調整を適用することにより計算されます。したがって、解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じることがあります。
- 解約払戻金の計算方法は、以下のとおりです。

解約払戻金額＝積立金額×(1－市場金利調整率)

※市場金利調整により解約払戻金額は積立金額より増加する場合がありますが、解約払戻金額が年金原資を上回ることはありません。

- 市場金利調整は、市場金利の変動に応じた運用資産の価格変動を解約払戻金に反映させるための手法です。解約払戻金を計算する際、その時の市場金利に応じて計算される運用資産の時価と、契約日から解約払戻金計算基準日までの間に適用された積立利率から計算された積立金との乖離を調整します。その結果、解約払戻金計算基準日の市場金利により、解約払戻金が増加または減少することがあります。

この商品は、積立金を国債等を中心に運用しますが、一般に国債等の資産価値は、市場金利の動きに応じて変化します。投資時点よりも市場金利が高くなると資産価値は減少し、逆に投資時点よりも市場金利が低くなると資産価値は増加します。この商品では、積立金の運用資産の価格変動を解約払戻金の増減に反映させています。

$$\text{市場金利調整率} = 1 - \left[\frac{1 + \text{適用されている積立利率} * 1}{1 + \text{解約払戻金計算基準日に計算される積立利率} * 2 + 0.3\%} \right] \frac{\text{残存月数} * 3}{12}$$

*1 適用されている積立利率	解約払戻金計算基準日に当該契約に適用されている積立利率
固定金利型の場合	ご契約時の積立利率
変動金利型の場合	直前の積立利率計算基準日（半年ごとの契約応当日）の積立利率
*2 解約払戻金計算基準日に計算される積立利率	解約払戻金計算基準日に、ご契約時と同じ契約内容で新たにご契約いただくと仮定した場合に適用される積立利率
*3 残存月数	解約払戻金計算基準日から起算して、年金支払開始日の前日までの月数（月数未満切上げ）

- 据置期間中は基本保険金額を減額し、減額分に対応する解約払戻金を受取ることができます。基本給付金額を減額した場合は、最低保証年金額および積立金額も同時に同じ割合で減額されます。減額後の積立金額が50万円を下回る場合は、減額をお取りできません。
- 第1回年金支払日以後は解約および基本給付金額の減額はお取りできません。年金の一括支払の方法をご利用ください。
- 保険料を借入金で調達した場合は、解約払戻金等で借入元金を返済できなくなることがあります。したがって、借入金を一時払保険料に充当してお申込みいただくことはできません。
- 詳細につきましては、「ご契約のしおり一約款」をご参照ください。

生命保険契約者保護機構について

ご契約のしおり→ 8 ページ

6. 生命保険会社が破綻した場合等には、
保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。

- 保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。
- 日本生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなりますが、この場合にも、保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。

預金ではないこと

7. この商品は預金ではありません。

- この商品は、日本生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、預金保険制度の対象とはなりません。
- この商品に関して、お支払事由が発生した場合、給付金等のお支払いに関する判断は日本生命が行います。
- この商品に関して、募集代理店（生命保険募集人）による保証はありません。

無配当であり、「社員」とはならないこと

ご契約のしおり→ 7 ページ

8. この保険には、配当はありません。また、この保険のご契約者は、
日本生命の運営に参加する「社員」とはなりません。

- 保険会社の形態には「相互会社」と「株式会社」があり、日本生命は相互会社です。相互会社は、保険業法で認められた保険会社独自の形態で、剰余金の分配のない保険契約を除き、ご契約者が契約の当事者になると同時に「社員」（構成員）として会社の運営に参加するというものです。
- この保険は、剰余金の分配のない無配当保険ですので、この保険のご契約者は、定款の規定（定款第6条第1項：当会社と保険契約を締結した者は、剰余金の分配のない保険契約を除き、すべて社員となる。）により、日本生命の社員とはなりません。
- この保険のご契約者は、給付金等の請求権等保険約款に定める保険契約に関する権利のみを有し、総代の選出に関する権利、総代会の開催を要求する権利等の社員の権利を有しません。なお、ご契約者の主な義務として、保険約款に基づく保険料の払込義務等があります。

日本生命または他社のご契約の見直しを検討されているお客様へ

ご契約のしおり→ 8 ページ

9. 既にご加入のご契約を解約・減額して、新たなご契約のお申込みを
される場合は、お客様にとって不利益となる場合があります。

- 解約・減額の際にお払戻しできる金額は、多くの場合、お払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後経過年数が短い場合は、解約払戻金はまったくないか、あってもごく少額です。
- 解約・減額された場合は、解約・減額せずにご契約を継続された場合に比べて、配当金が少なくなります。
- 一般のご契約と同様に告知義務があります。また、新たなご契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除や詐欺による取消の規定等が適用されます。詳しくは、「2.職業等についてありのままを告知してください（P.11）」の項をご確認ください。
- 新たなご契約については、責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺の場合、または原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始時前に生じている場合等には、保険金・給付金等をお支払いできない場合があります。
- 保険料の基礎となる予定利率等は、現在のご契約と新たなご契約とで異なることがあります。例えば、新たなご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、通常、主契約等の保険料が高くなります。
- 保障の見直しにあたっては、契約転換制度を利用する方法や増額・途中付加をする方法等もありますので、合わせてご検討ください。

2つの商品タイプ

ご契約のしおり→ 14 ページ

10. この保険には、ご契約時の積立利率に基づき積立金が増加する
「固定金利型」と、半年ごとに見直しされる積立利率に基づき
積立金が増加する「変動金利型」があります。

- お申込みにあたっては、「固定金利型」と「変動金利型」について、適用される積立利率や積立金の増加の仕方、選択いただける据置期間等の違いを十分にご検討のうえ、どちらか一方を選択してください。
- 将来受取る年金額は、年金支払開始日の前日における積立金額に基づき、年金支払開始日における基礎率（予定利率、予定死亡率等）によって計算されるもので、ご加入時には将来受取る年金額は定まっていません。また、受取る年金額は最低保証されていますが、年金の種類等の変更を行った場合、最低保証年金額は適用されません。「変動金利型」の場合、適用される積立利率は金利情勢等に応じて半年ごとに更改しますが、将来受取る年金額は、ご契約時の最低保証年金額を下回ることはありません。（ただし、年金の種類等の変更を行った場合を除きます。）なお、年金支払開始日以降は積立利率の更改はありません。

適用される積立利率

ご契約のしおり→ 14 ページ

11. この保険は日本生命の責任開始日が契約日となり、
ご契約時に適用される積立利率は契約日時点の積立利率となります。

- 積立利率は毎月1日と16日の2回設定され、ご契約時に適用される積立利率は、契約日（一時払保険料（相当額）を日本生命が受取った日と告知日のいずれか遅い日）における積立利率となります。
- お申込みから契約日までの間に積立利率が変更となった場合、契約日の積立利率が適用されますのでご注意ください。

お客様の個人情報の取扱い

ご契約のしおり→ 11 ページ

12. お客様からいただいた個人情報は、「個人情報保護方針」に定める
「利用目的」の範囲内で利用いたします。

- お客様の個人情報の取扱いにつきましては、「ご契約のしおりー約款」および「お客様の個人情報について（申込書裏面）」に記載しておりますのでご確認ください。

税金の取扱い

ご契約のしおり→ 37 ページ

13. お申込みの生命保険の税金についてご確認ください。(平成22年2月現在)

- 下記内容は、平成22年2月現在の税制に基づくもので、将来変更されることがあります。また、解約払戻金、(災害)死亡給付金、年金にかかる税金につきましては、実際にお支払いが発生した時点の税法の取扱いによります。個別の税務取扱いにつきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

ご契約時	一時払保険料は、生命保険料控除の対象です。(個人年金保険料控除の対象とはなりません。)一時払のため、控除対象はご契約の年のみとなります。対象となるご契約は、納税する人が保険料を支払い、年金受取人、死亡給付金受取人が自己または配偶者その他の親族であるご契約となります。この場合、他の生命保険料と合算して、1年間の正味払込保険料の一定額が所得税と地方税(住民税)の課税対象となる所得から控除されます。			
	所得税の生命保険料控除額		住民税の生命保険料控除額	
	年間正味払込保険料	控除される金額	年間正味払込保険料	控除される金額
	100,000円を超えるとき	一律50,000円	70,000円を超えるとき	一律35,000円

据置期間中にかかる税金

解約払戻金にかかる税金

解約払戻金と一時払保険料との差額(解約差益)のお取扱いは以下のとおりです。

年金種類	契約日から5年以内の解約の場合	契約日から5年超の解約の場合
確定年金	源泉分離課税(20%)	所得税+住民税(一時所得*1)
保証期間付終身年金	所得税+住民税(一時所得*1)	

*1 一時所得の場合は、他の所得と合算して所得税が総合課税されます。

(災害)死亡給付金にかかる税金

(災害)死亡給付金にかかる税金は契約者・被保険者・受取人の関係によって異なります。

契約内容	ご契約例			税の種類
	ご契約者	被保険者	死亡給付金受取人	
①ご契約者と被保険者が同一の場合	本人	本人	配偶者(または子)	相続税
②受取人がご契約者自身の場合	本人	配偶者(または子)	本人	所得税+住民税(一時所得)
③ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	本人	配偶者(または子)	子(または配偶者)	贈与税

※被保険者がお亡くなりになる前に年金特約を付加し、上記①③の契約形態の場合、年金受給権(年金として受取る権利)の評価額が課税対象となります。また、毎年の年金受取時には雑所得として所得税と住民税が課税されます。

[生命保険金の非課税限度額について]

ご契約者と被保険者が同一で、死亡給付金受取人がご契約者の法定相続人にあたる場合には、(災害)死亡給付金*2に対して相続税法上一定範囲[法定相続人の数×500万円]で非課税扱いとなります。また、被保険者がお亡くなりになる前に年金特約を付加した場合には、年金受給権(年金として受取る権利)の評価額に対し、相続税法上一定範囲[法定相続人の数×500万円]で非課税扱いとなります。

*2 保険契約が2件以上ある場合は、(災害)死亡給付金を合計します。

年金支払期間中にかかる税金

ご契約者が年金受取人の場合

年金の種類	毎年の年金のお受取り時	年金を一括で受取られる場合
確定年金	所得税+住民税(雑所得)	所得税+住民税(一時所得)
保証期間付終身年金		所得税+住民税(雑所得*3)

*3 保証期間付終身年金は、保証期間経過後に被保険者が生存している場合は年金が支払われますので雑所得扱いとなります。

(注意)ご契約者が年金受取人でない場合は、年金支払開始時に相続税法上の年金受給権評価額に対して贈与税が課税されます。

ご要望・苦情等のお問合せ先

ご契約のしおり→ 12 ページ

14. 生命保険契約に関するご要望・苦情等のお問合せ先についてご確認ください。

- ご契約に関するご要望・苦情等につきましては、以下の連絡先へお問合せください。

日本生命保険相互会社

お客様専用フリーダイヤル: 0120-56-2186

携帯電話・PHSからもご利用になれます。

受付時間: 月～金曜日 9:00～17:00 (祝日、12/31～1/3を除く)

生命保険に関する相談・照会・苦情等のお問合せについて

- 社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「地方連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>)
 - また、生命保険相談所が苦情の申出を受けたときから原則として1カ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、苦情・紛争処理のための公正な機関として、生命保険相談所内に裁定審査会(あっせん委員)を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。
 - なお、この商品に係る認定投資者保護団体は社団法人生命保険協会です。
- ※認定投資者保護団体とは、金融商品取引法および関係法令により定められた商品の取引に係る消費者の苦情の解決や、争いのある場合のあっせんを行う民間団体です。

給付金等のお支払いについて

15. 給付金等のお支払事由が生じた場合は、お早めに日本生命までご連絡ください。

- お支払事由、ご請求手続き等につきましては、「ご契約のしおりー約款」をご確認ください。
- 日本生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 給付金等のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の給付金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 被保険者が年金受取人となる年金について、受取人がご請求できない所定の事情がある場合、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。(詳しくは「ご契約のしおりー約款」をご確認ください。)
- 指定代理請求人を指定されている場合は、お支払事由および代理請求できる旨を指定代理請求人にお伝えください。

III ご契約者への送付書類および送付時期について

ご契約時 ご契約成立の翌営業日以降（通常、お申込みから約10日後）に送付

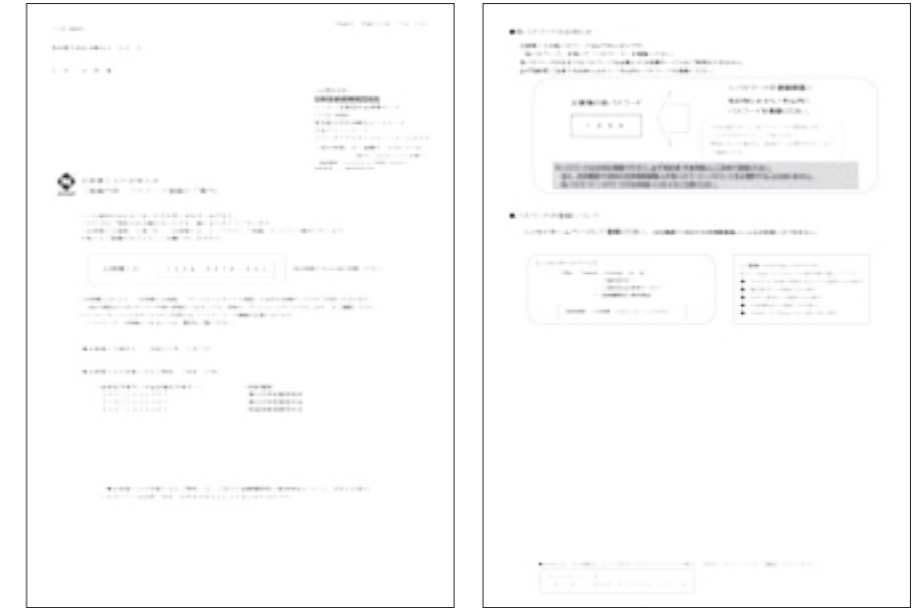
● 今後のお手続きの際に必要なとなりますので、お申込内容と相違がないかご確認のうえ、大切に保管いただきますようお願いいたします。

① 保険証券等に関する送付書類（簡易書留）



お申込みいただいた金融機関名称を記載しております。

② 「ずっともっとサービス」に関する送付書類【新規お客様ID発行の場合】



※その他、「ずっともっとサービス」に関するご案内等を同封いたします。既にお客様ID発行済みの方は「お客様ID対象契約の追加手続き完了のお知らせ」を送付いたします。※保険証券とは別途、送付いたします。

注意

「保険期間」について

ご契約時の年金の種類は一律10年確定年金が設定されるため、保険期間は選択いただいた据置期間+10年となります。

据置期間5年の場合 据置期間5年+年金支払期間10年=保険期間15年 据置期間10年の場合 据置期間10年+年金支払期間10年=保険期間20年

なお、年金支払開始時に一括支払および他の年金種類をお選びいただけます。※ただし、変更日に日本生命が取扱っている範囲内となります。

据置期間中

固定金利型：年1回送付、契約応当日ごとに作成
変動金利型：年2回送付、契約応当日から半年ごと（積立利率の更改の都度）に作成

ご契約内容のお知らせ



保険証券記号番号や受取人等、契約の基本内容を記載しています。

ご契約時に適用された積立利率を記載しています。（変動金利型の場合は、更改前後の積立利率を記載しています。）

作成日時点の解約払戻金額・死亡給付金額を記載しています。

注意

被保険者の「契約年齢」について

契約年齢は満年齢で計算し、1年末満の端数については6カ月以下のものは切捨て、6カ月を超えるものは切上げで計算します。

注意

当該金額は積立金額の推移であり、解約等の際にお支払いする解約払戻金とは異なります。解約払戻金は、積立金額に市場金利調整を適用することによって増減します。したがって、解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じることがあります。

年金支払開始時 年金支払開始の約1カ月前までに送付

年金支払開始のご案内

● お手続き時に、年金の支払方法に加え、年金の種類等の変更について確認させていただきます。（年金でのお支払いに代えて、一括でお支払いすることもできます。）

※その他、各種お手続きが完了した際には、「お手続き完了のお知らせ」等を送付いたします。
※当書面記載の内容および書類イメージは将来変更することがあります。